



令和 4 年（2022 年）4 月 21 日

職員失職による公表について

地方公務員法第 16 条第 1 号に該当し、同法第 28 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり職員が失職しましたので公表します。

1 該当職員

総務課付け 主任 47 歳 女性

2 失職年月日

令和 4 年 3 月 1 日

3 事案の概要

令和 3 年 6 月 26 日（土）午後 5 時 40 分頃、酒気を帯び、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で東御市内道路において普通乗用自動車を運転した。

令和 4 年 2 月 14 日に長野地方裁判所上田支部において、道路交通法違反（酒酔い運転）で懲役 7 月、執行猶予 3 年の判決を受け、令和 4 年 3 月 1 日に刑が確定したことにより失職した。

《参考》地方公務員法（抄）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（降任、免職、休職等）

第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

1～3 省略

4 職員は、第十六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

立科町 総務課 庶務係

（課長）齊藤 明美 （担当）田口 仁

電話： 0267-56-2311

FAX： 0267-56-2310

E-mail：shomu@town.tateshina.nagano.jp